

総会

配布：一般

2018年1月15日

第72会期

議事日程議題 134

2017年12月24日に総会により採択された決議

[第五委員会の報告書 (A/72/682) に基づく]

72/266. 国際連合における管理規範を変化させること

総会は、

国際連合憲章の第2条、第1項および第17、第18、第97並びに第100条を想起し、

1986年12月19日の41/213、1987年12月21日の42/211、1997年12月19日の52/12B、1999年12月23日の54/252、2000年12月23日の55/231、2002年12月20日の57/300、2003年12月23日の58/269、2006年5月8日の60/260、2006年7月7日の60/283、2010年3月29日の64/259および2012年4月9日の66/257の総会諸決議もまた想起し、

「国際連合における管理規範を変化させること：全ての者のためのより良い未来を確保すること」¹および「国際連合における管理規範を変化させること：プログラムの計画立案と予算策定を改善することと合理化すること」²と表題のついた事務総長報告書並びに行財政問題諮問委員会の関連する報告書³を審議して、

¹ A/72/492.

² A/72/492/Add.1.

³ A/72/7/Add.24.

説明責任が、管理改革の中心的原则であることを強調し、

事務局の管理を強化するための事務総長の努力に対して彼を称賛し、

事務総長の結びついた改革イニシアティブに関する総会とのまた会計検査委員会と内部監査局を含む、関連する監視機関との継続した、オープンなそして透明な協議に対する事務総長の関与の重要性を称賛しまた強調し、

1. 事務総長報告書^{1,2}に留意する。
2. 管理改革を通じたその任務を果たすための国際連合の能力を改善することに対する事務総長の関与を歓迎し、そして彼の改革提案に関する審議を期待する。
3. 本決議の規定を条件として、行財政問題諮問委員会の報告書報告書³に含まれた結論と勧告を是認する。
4. 諮問委員会の報告書の第 8 および第 39 項を想起し、そしてその審議のために、事務総長の主要報告書に含まれたように、事務総長の提案に関する包括的報告書を受領することを期待する。
5. 改革イニシアティブは、統合され、一貫しそして相互に強化しているべきであることを強調する。
6. 2020 年の計画予算に始まる、試験的に 2 年毎から毎年の予算期間への変更の提案を承認している、諮問委員会の報告書の第 46 項を想起し、そして事務総長に対し、最初の完全な予算周期の終了後の、2022 年に予算周期に対する変更の再検討を実施することを要請する。
7. 最終決定を得ることを目的として、毎年の予算の実施を、総会の第 77 会期で再検討することを決定する。
8. 諮問委員会の報告書の第 49 項を想起し、そして計画の概要は、三年毎に提出されるもの

とすることを決定する。

9. 総会諸決議 41/213、58/269 および 2007 年 12 月 22 日の 62/244 並びに諮問委員会の報告書の第 53 項を想起し、そして計画の概要とプログラム計画は、プログラムの計画立案、予算計上、評価および監視のための基礎として役立つ、国際連合の主要な政策命令であることを決定する。

10. 提案された計画予算文書は、以下の三つの部分で構成されるものとするのを決定する。

(a) 第 I 部：計画の概要、それは国連の長期の優先事項と目標を是認したもの。

(b) 第 II 部：プログラムとサブ・プログラムのためのプログラム計画並びにプログラム業績情報。

(c) 第 III 部：プログラムとサブ・プログラムのための部署の資源要件と部署が特定されていない資源要件

11. 総会の審議のために、第 I 部と第 II 部は、計画調整委員会を通してそして第 III 部は諮問委員会を通して提出されるものとするのを決定する。

12. 計画調整委員会と諮問委員会は、自らの各々の職務権限に従って提案された計画予算を審理し、再検討過程の継続した性質を保存しつつ、計画予算の最終的な承認のために総会に対してその結論と勧告を提出すべきことをくり返し表明し、そして事務総長に対し、総会の関連する補助機関の活動への予算周期の変更の影響を評価することを要請する。

13. 確立された予算手続や慣行または財政規則は、確立された予算手続に従って総会による事前のレビューや承認なしに実施されることができるといふ、予算の方法論に対する変更はないことを再確認する。

14. 諮問委員会の報告書の第 64 および第 67 から 69 項までに留意し、そして特別な予算権限の何らかの拡大、予期しないまた例外的な支出、事務総長の限定された予算裁量そして国際の平和

および安全の維持に関連する安全保障理事会の決定から生じる追加の財政的要件に対する関与権限の現在のレベルについては、現時点では何らかの変更を実施しないことを決定する。

15. 事務総長に対し、メカニズムと異常な計画上の必要性に対処するために要求される可能性のある自己裁量の管理上の権限のレベルの評価に着手しそして第 73 会期の総会にそれについて報告することを要請する。

16. 諮問委員会の報告書の第 70 項を想起し、そして運転資金のレベルを増やさないことを決定する。

第 76 回本会議

2017 年 12 月 24 日